

## 【よく寄せられる問い合わせ】

「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(令和2年5月18日付け薬生食監発0518第1号)では、「農産物の天日干し・乾燥」は採取業の範囲であり、「干し柿の製造」は採取業の範囲ではないと取り扱うこととされているが、その違いは何か。

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の制定について」(令和元年12月27日 生食発1227第2号)の第2の2オ(2)(iii)で農家(生産者)及び生産者団体が行う農産物の簡易な加工として「乾燥加工・天日干し(大根の丸干し、乾燥キノコ等)※」は採取業として取り扱うことを明示。※等には野菜、ハーブ、果物等の乾燥加工・天日干しが含まれる。

業種(業態)又は品目	採取業の範囲
農産物の天日干し・乾燥	○
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×
干し柿の製造	×
干しあんずの製造	×
干し芋の製造	×
切り干し大根の製造	×

### 以下の場合を想定し、採取業の範囲内

- 農家が自ら生産した農産物を原材料として使用して製造、加工を行っている場合。
- 生産者団体が会員農家の生産した農産物を原材料として使用して製造、加工を行っている場合。

### 以下の場合を想定し、採取業の範囲外

- 他者から仕入れた農産物を原材料として使用して製造、加工を行っている場合。

「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」  
(令和2年5月18日付け薬生食監発 0518第1号)抜粋

## 事務局対応案

「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(令和2年5月18日付け薬生食監発0518第1号)の備考欄に詳細を追記し、改正する。

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
農産物の天日干し・乾燥	○	
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×	ただし、農家(生産者団体含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
干し柿の製造	×	同上
干しあんずの製造	×	同上
干し芋の製造	×	同上
切り干し大根の製造	×	同上

赤字のとおり  
備考欄に追記

農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用して製造、加工を行っている場合は、農産物の天日干し・乾燥に包含。

「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(令和2年5月18日付け薬生食監発 0518第1号)抜粋

# 参 考 资 料

## 第四条

⑦ この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

(2) 農家(生産者)及び生産者団体が行う下記の行為は、法第4条第7項に規定する採取業として取り扱うこと。

なお、農業における採取業及び法に基づく営業への該非については個別の事例を別途通知することとしていること。

(i) 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗淨・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調製及びカントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務

(ii) 農家(生産者)が行う未加工の青果物(皮剥き・洗淨等の形状変化を伴わない出荷調製を行ったものを含む。)の販売(消費者への直接販売(有人・無人の直売所、ネット通販等)を含む。)

(iii) 農産物の簡易な加工

(例)

○ 精穀(精米、精麦)(ただし、業として(請け負うなどして)行う場合は届出の対象)

○ 乾燥加工・天日干し(大根の丸干し、乾燥キノコ等)

(iv) 更なる加工のため、製造・加工業者へ販売することが前提の農産物の一次加工

(例)

○ 蜂蜜の採取

○ 粗糖の製造

○ 荒茶の生産

○ 野菜の塩蔵(梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉の塩漬等)

なお、工程中で食品添加物を使用する一次加工(例:かんぴょう)は、営業届出を必要とすること。

# 「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(抜粋)

(令和2年5月18日付け薬生食監発0518第1号)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
卸売市場内の加工品等販売(一般的な加工食品の他、漬物、菓子等)	×	ただし、容器包装に入れられた常温で長期間保存可能な食品のみを販売する場合は届出は不要。
農産物の天日干し・乾燥	○	はさ掛け、大根の丸干し
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×	
一次加工(皮剥き)作業(例:柿の皮剥き(干し柿用))	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
一次加工(塩蔵)作業(例:梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉)	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
干し柿の製造	×	
干しあんずの製造	×	
干し芋の製造	×	
切干大根の製造	×	
蜂蜜の採取	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
蜂蜜の精製	×	
粗糖の製造	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
粗糖の精製又は加工	×	



が今回の議論の範囲

# 「食品の営業規制に関する検討会」による採取業に関する議論(経緯)

## 第2回

○一次産業(農林産物)に付随する食品の製造・加工等の取扱いに関する調査結果の説明(回答自治体:47都道府県)

主な内容:営業又は採取業のいずれかで取り扱うかについては、農産物の製造・加工の行為だけではなく、規模の要素を踏まえている現状がある。

## 第6回

○全国農業協同組合連合会(ヒアリング)

主な内容:圃場から生産者が収穫し、形状変化を伴わず集荷、保管、冷蔵処理する場合は採取の範囲。加工を行い形状変化が伴う場合は採取の範囲から少し出るもの。6次化産業のように加工施設を作り加工している場合は採取の対象外。

食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)

【農業関連】

○現状:

農業における食品の採取業については、食品衛生法の営業の定義から除外している。

○主な意見:

- ① 農場から収穫された青果物の形状が実質的に変わるものではないことから、収穫から出荷までの青果の選別等の生産者とその団体が行う作業は採取の範囲ではないか。
- ② 米についても、生産者の収穫から団体の保管及び管理までが採取の範囲ではないか。

○留意事項

生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調製、及び、カントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務については、届出を不要とする。

# 一次産業（農林産物）に付随する食品の製造・加工等の取扱いに関する調査結果①

回答自治体：47都道府県

## 営業と見なすと回答した自治体数

1～10自治体	11～30自治体	31自治体以上
<p>【2自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>室内での農産物の生産（レタス、もやし、きのこ等）</li> <li>収穫した農産物の洗浄</li> </ul> <p>【3自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外で生産された農産物のパック詰め（カットなし）</li> <li>室内で生産された農産物のパック詰め（カットなし）</li> </ul> <p>【4自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蜂蜜の採取</li> </ul> <p>【5自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜等の調整（根切り、下端落とし、へた取り、種取り等）</li> <li>収穫後の穀類（米、麦類、豆類）の保管、輸送</li> </ul> <p>【6自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収穫した農林産物の冷蔵（倉庫ではなく雪の中など）</li> </ul> <p>【7自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収穫した農林産物の冷蔵（品質保持、キュアリングなど。）</li> <li>収穫した農林産物の冷凍（品質保持など）</li> <li>収穫した農林産物の保管（加工せず、卸売市場への販売前の保管）</li> <li>収穫した農林産物の輸送（ほ場～出荷施設の輸送）</li> </ul> <p>【8自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収穫後の穀類（米、麦類、豆類）の乾燥・調整</li> <li>収穫した農林産物の保管（加工せず、卸売市場への販売前のC A 保存）</li> </ul> <p>【9自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光農園（収穫体験の提供）ブドウ狩り等</li> </ul>	<p>【14自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業（加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管）</li> <li>収穫した農林産物の輸送（集出荷施設～卸売～小売の輸送）</li> </ul> <p>【15自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業法人の行う農畜産物の運搬、保管</li> </ul> <p>【16自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜等の簡易な加工（4分割・8分割等した後ラップ等で包装）</li> <li>牛乳の輸送（直接販売）</li> </ul> <p>【17自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精穀（精米、精麦等）</li> </ul> <p>【20自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精穀した穀類（米、麦等）のパック詰め</li> <li>牛乳の輸送（受託販売、買取販売）</li> <li>農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売</li> <li>農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売</li> </ul> <p>【24自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米穀卸売業（精米を行う場合、精米を行わない場合）</li> <li>米穀小売業（精米を行う場合、精米を行わない場合）</li> </ul> <p>【25自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の天日干し</li> <li>荒茶の生産</li> </ul> <p>【26自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥キノコの生産</li> </ul> <p>【28自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の乾燥機での乾燥</li> <li>製塩（天日製塩のもの）</li> <li>農業者自ら生産したものを未加工で直売（庭先、直売所（有人・無人）、ネット、加工業者など）</li> </ul> <p>【30自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩塩・山塩製造</li> <li>農業法人（農業協同組合等）の行う農畜産物の販売</li> <li>集乳（牛乳の輸送・保管）</li> </ul>	<p>【31自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次加工（皮剥き）作業（例：柿の皮剥き（干し柿用））</li> </ul> <p>【32自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合の行う農畜産物の運搬、加工、保管又は販売（販売促進のために行う飲食店営業を除く。）</li> </ul> <p>【34自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥きのこの加工（スライスなど）</li> </ul> <p>【35自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次加工（乾燥）作業（例：干しあんず、干し芋等）</li> </ul> <p>【36自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粗糖の製造</li> <li>卸売市場内の加工品等販売（一般的な加工食品の他、海苔、鰹節、漬物、菓子等）</li> </ul> <p>【37自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次加工（塩蔵）作業（例：梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉）</li> <li>麦茶の製造 ・ 蜂蜜の精製、瓶詰</li> </ul> <p>【38自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次加工（茹で野菜、カット野菜）</li> <li>荒茶の仕上げ加工（仕上げ茶の製造）</li> <li>粗糖の精製又は加工</li> <li>こんにやく粉（荒粉、製粉）の製造</li> </ul> <p>【39自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製粉（米穀粉、そば粉）・でん粉の製造・加工</li> <li>水煮パックの製造（例：ぜんまいの水煮等）</li> </ul> <p>【41自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製餅（白餅の製造）</li> </ul> <p>【42自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包装餅の製造 ・ ジャム類製造 ・ ドレッシング製造</li> </ul> <p>【43自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こんにやく製品の製造</li> </ul> <p>【46自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漬物の製造</li> </ul>

生産

製造

厚生食監発 0518 第 1 号  
令和 2 年 5 月 18 日

都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区

衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

農業及び水産業における食品の採取業の範囲について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)により、営業者は、HACCP に沿った衛生管理を実施するとともに、営業の許可を得て又は届出をして営業を行うこととなります。一方、食品衛生法第 4 条第 7 項の規定により、農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まないとしており、HACCP に沿った衛生管理並びに営業の許可及び届出の対象外となります。

今般、令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の第 2 の 2 のオにおいて、別途通知するとしていた個別の事例の採取業及び営業への該非について別紙のとおりとりまとめましたので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

## (農業)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
室内での農産物の生産(シタス、もやし、きのこ等)	○	
収穫した農産物の洗浄	○	
屋外で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
室内で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
収穫後の農産物の乾燥機での乾燥	○	
収穫後の穀類(米、麦類、豆類)の乾燥・調整・保管	○	
野菜等の調製(皮剥き、根切り、下端落とし、へた取り、洗浄、袋詰め、冷蔵処理、冷凍処理、キュウリリング、乾燥等の形状変化を伴わない出荷調整)	○	
野菜等の簡易な加工(4分割・8分割等した後ラップ等で包装)	○	
消費の利便性のために行う調理や切断(茹で野菜、カット野菜、千切り等)	×	
収穫後の農林産物の保管(冷凍冷蔵を含む)及び集出荷施設までの輸送	○	
農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを未加工で直売(産先、直売所(有人、無人)、通信販売など)	○	農業者の行為は出荷に当たる
観光農園(収穫体験の提供)ブドウ狩り等	○	
収穫した農林産物の輸送(集出荷施設～卸売～小売の輸送)	(集出荷施設～卸売) ○ (卸売～小売の輸送) ×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす。ただし、輸送業は届出は不要。
倉庫業(加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管)	×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす
生乳の販売(直接販売、委託販売、買取販売)	○	農業者の行為は出荷に当たる
集乳(生乳のCSIにおける保管及び乳業メーカーへの輸送)	×	集乳業は営業許可の対象
精穀(精米、精麦等)	○	業として(請け負うなどして)精穀する場合は届出の対象
精穀した穀類(米、麦等)のパック詰め	○	業として(請け負うなどして)パック詰めする場合は届出の対象
米穀卸売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
米穀小売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
生産者団体の行う農畜産物の販売(いわゆる小売)	×	野菜果実販売業(八百屋)と同じ扱い

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
卸売市場内の加工品等販売(一般的な加工食品の他、漬物、菓子等)	×	ただし、容器包装に入られた常温で長期間保存可能な食品のみを販売する場合は届出は不要。
農産物の天日干し・乾燥	○	はざ掛け、大根の丸干し
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×	
一次加工(皮剥き)作業(例:柿の皮剥き(干し柿用))	○	更なる加工のため加工業者の販売することが前提
一次加工(塩蔵)作業(例:梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉)	○	更なる加工のため加工業者の販売することが前提
干し柿の製造	×	
干しあんずの製造	×	
干し芋の製造	×	
切干大根の製造	×	
蜂蜜の採取	○	更なる加工のため加工業者の販売することが前提
蜂蜜の精製	×	
粗糖の製造	○	更なる加工のため加工業者の販売することが前提
粗糖の精製又は加工	×	
荒茶の生産	○	更なる加工のため加工業者の販売することが前提
荒茶の仕上げ加工(仕上げ茶の製造)	×	
麦茶の製造	×	
製粉(米穀粉、そば粉)	×	
でん粉の製造・加工	×	
水煮パッツクの製造(例:ぜんまいの水煮等)	×	
製餅(白餅の製造)	×	
包装餅の製造	×	
ジャム類製造	×	
ドレッシング製造	×	
かんぴょうの製造	×	
こんにやく粉(荒粉、製粉)の製造	×	
こんにやく製品の製造	×	
漬物の製造	×	

(採卵養鶏業)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
農業者自ら採卵した卵をGPセンターに販売	○	GPセンターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せず小売り店舗へ販売	○	小売店舗は要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	×	簡易的な洗浄程度は採取業
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売(庭先、直売所(有人・無人)、通信販売など)	○	農業者の行為は出荷に当たる
生産者団体の行う卵の販売(いわゆる小売)	×	野菜果実販売業(八百屋、スーパー)と同じ扱い
茹で卵	×	

# (水産業)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	○	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等	○	
漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1		
例：魚の切り身	×	
かきのむき身	×	
かき以外のむき身	○	
漁業者が水産物を天日干し		
例：昆布	○	
干しなまこ	○	
干し魚	○	
漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵		
例：わかめ	○	
もずく	○	
漁業者が水産物を釜茹で ※2		
例：わかめ	○	
ゆでがに	×	
ゆでだこ	×	
釜揚げしらす	×	
漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	○	
漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売	○	漁業者の行為は出荷
漁業者団体が水産物を未加工で市場、業者等へ出荷	○	魚介類競り売り営業に該当するものを除く
漁業者団体が水産物を加工して販売	×	別の業(加工事業)があり水産製品製造業の取得が必要
漁業者が水産物を直売所、道の駅等の場所を借りて販売	△	漁業者又は直売所、道の駅等のいずれかの魚介類販売業の取得が必要
漁業者が水産物を店舗を設けて販売	×	魚介類販売業の取得が必要

採取～市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、○であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。

※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象

※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象